

栃木市地域防災計画

平成25年3月策定
令和8年3月修正

栃木市防災会議

＜栃木市地域防災計画の構成＞

第1編	総論
第2編	水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
第3編	震災対策編
第4編	火災・事故災害対策編
第5編	原子力災害対策編

＜略語一覧＞

略語	内容
市	栃木市
市本部	栃木市災害対策本部
市本部長	栃木市災害対策本部長
県	栃木県
県本部	栃木県災害対策本部
県本部長	栃木県災害対策本部長
水防管理者	栃木市長
道路管理者	栃木市（都市建設部 道路河川維持課、道路河川整備課） 栃木県（県土整備部 栃木土木事務所） 関東地方整備局（宇都宮国道事務所） 東日本高速道路株式会社（関東支社）※
河川管理者	栃木市（都市建設部 道路河川維持課、道路河川整備課） 栃木県（県土整備部 栃木土木事務所） 関東地方整備局（利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 東武鉄道株式会社
電気通信事業者	NTT東日本株式会社 株式会社NTTドコモ NTTドコモビジネス株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 ケーブルテレビ株式会社
電力事業者	東京電力パワーグリッド株式会社
都市ガス事業者	栃木ガス株式会社

※高速道路の道路管理者は国土交通大臣だが、高速道路株式会社が国土交通大臣の権限を代行して、高速道路の管理を行っている。

第1編 総論

目 次

第1編 総論	
第1章 総 則.....	1
第1節 計画の目的等.....	1
第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱.....	3
第3節 本市の社会的条件.....	12
第4節 市民の防災意識.....	15
第5節 計画の理念・防災ビジョン.....	16

第1章 総則

第1節 計画の目的等

本計画の目的や性格等について明らかにする。

第1 計画の目的

栃木市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、栃木市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、県、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市域、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

本計画は、災害対策基本法第42条及び栃木市防災会議条例第2条に基づき栃木市防災会議が策定する計画であり、市、県、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

また、防災基本計画、栃木県地域防災計画を踏まえて具体的な対策計画を定め、その推進を図る。さらに、地域の強靱化に関する施策を中長期的に総合的かつ計画的に推進するための指針として策定された栃木市国土強靱化地域計画との整合を図る。

<資料1-1 栃木市防災会議条例>

<資料1-2 栃木市防災会議条例施行規則>

<資料1-3 栃木市防災会議委員名簿>

第3 計画の構成

本計画は、本市の地域における水害・台風、竜巻等による風害・雪害、震災、火災・事故災害及び原子力災害対策を体系化したものであって、次の各編から構成される。

第1編 総論

第2編 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第3編 震災対策編

第4編 火災・事故災害対策編

- 火災対策
- 交通関係事故災害対策
- 放射性物質・危険物等事故対策

第5編 原子力災害対策編

資料編

協定集

第4 計画の修正

市、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じて本計画を修正し、災害対策の確立に万全を期する。

特に、令和元年東日本台風では、市内（梅沢雨量観測局）で1日の降水量が約400mmを超える豪雨となり、永野川の複数箇所からの越水や決壊、巴波川、赤津川、三杉川等の氾濫、山間部での土砂崩れなどが発生して1名の死者、8,000棟以上の住家被害をもたらした。さらに、国内では「平成28年熊本地震」や、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地に被害をもたらした「令和2年7月豪雨」「令和6年能登半島地震」など、本市においても教訓とすべき震災や豪雨災害が頻発していることから、市及び防災関係機関は、これらの災害から得られた教訓等を踏まえ、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、次の視点で本計画を修正する。

- (1) 災害対策基本法等の災害対策関係法令の改正事項の反映
- (2) 防災基本計画、栃木県地域防災計画の修正を踏まえた対策の反映
- (3) 災害対応の検証結果を踏まえた対策の反映
- (4) 国内における災害による課題を踏まえた対策の反映

また、本計画の修正、具体策の立案に当たっては、栃木市防災対策推進委員会において検討する。

<資料1-5 栃木市防災対策推進委員会規程>

第5 地区防災計画の規程と承認

市防災会議は、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災活動に関する計画を、災害対策基本法第42条第3項に基づく地区防災計画として、必要に応じて市地域防災計画に規定することができる。また、本市の地域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条第3項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県、防災関係機関及び市民等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

いっどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、市や防災関係機関等による「公助」はもとより、「自らの生命は自ら守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで協力し合って守る」という「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

1 市・消防機関

市は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、市の地域、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関は、市の責務が十分に果たされるよう、法令、本計画等で処理するよう定められた事項を市と連携して実施する。

2 県

県と県警察は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

6 市民

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

<資料1-3 防災関係機関一覧>

1 市

機関名	処理すべき業務等の大綱
栃木市	<p>1 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強いまちづくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 県、他市町、防災関係機関との相互連携体制の整備 (8) 自主防災組織等の育成支援 (9) ボランティア活動の環境整備 (10) 環境放射線モニタリングへの対応 (11) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (12) その他法令及び栃木市地域防災計画に基づく災害予防の実施 <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部の設置に関すること (2) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (3) 他機関との連携の確立 (4) 災害救助法の運用 (5) 避難の指示等の発令、避難所の開設・運営 (6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (8) 緊急輸送体制の確保 (9) 緊急物資の調達・供給 (10) 災害を受けた児童生徒の応急教育 (11) 施設、設備の応急復旧 (12) 市民への広報活動 (13) ボランティア受け入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受け入れ (14) 県外からの避難者の受け入れに係る県への協力 (15) 住民の避難・屋内退避、立入り制限 (16) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 (17) その他法令及び栃木市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 <p>3 災害復旧・復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 (5) 損害賠償の請求等に係る支援 (6) 風評被害による影響等の軽減 (7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び栃木市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
<p>栃木市消防本部 栃木市消防署</p>	<p>1 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の能力の維持・向上 (2) 市が行う防災対策への協力 <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防・水防活動 (2) 救助活動 (3) 避難誘導活動 (4) 行方不明者等の捜索 (5) 災害情報の収集・伝達 (6) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策

栃木市消防団	1 災害予防対策 (1) 団員の能力の維持・向上 (2) 市及び消防本部等が行う防災対策への協力 2 災害応急対策 (1) 消防・水防活動 (2) 救助活動 (3) 避難誘導活動 (4) 行方不明者等の捜索 (5) 災害情報の広報 (6) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策
--------	--

2 県

機関名	処理すべき業務等の大綱
栃木県	1 災害予防対策 (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 (8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検 (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 2 災害応急対策 (1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 (3) 専門家等の派遣要請 (4) 災害救助法の運用 (5) 消火・水防等の応急措置活動 (6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (8) 緊急輸送体制の確保 (9) 緊急物資の調達・供給 (10) 災害を受けた児童生徒の応急教育 (11) 施設、設備の応急復旧 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持 (13) 県民への広報活動 (14) ボランティア受け入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受け入れ (15) 県外避難者の受け入れに対する総合調整 (16) 住民の避難・屋内退避、立入り制限 (17) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 (18) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 3 災害復旧・復興対策 (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 (5) 損害賠償の請求等に係る支援

	(6) 風評被害による影響等の軽減 (7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
栃木県警察 (栃木警察署)	1 災害予防対策 (1) 災害警備計画の策定 (2) 災害装備資機材の整備 (3) 危険物の保安確保に必要な指導、助言 (4) 防災・減災知識の普及 2 災害応急対策 (1) 災害情報の収集・伝達 (2) 被災者の救出及び負傷者等の救護 (3) 行方不明者の調査・捜索 (4) 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難指示、誘導 (5) 被災地、避難所、重要施設の警戒 (6) 緊急交通路の確保 (7) 交通の混乱防止及び交通秩序の維持 (8) 犯罪の予防及び災害における社会秩序の維持 (9) 広報活動 (10) 死体の検分・検視

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	1 災害における金融上の措置要請に関すること 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換の便宜扱い、休日営業、保険金の円滑な支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応の周知徹底について、金融機関等関係方面に要請を行う。 2 地方公共団体に対する融資に関すること 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。 3 国有財産の管理処分に関すること 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること
関東農政局	1 災害予防 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること 2 応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること (3) 主要食糧の需給調整に関すること (4) 生鮮食料品等の供給に関すること (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること (6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること (7) 農産物等の安全性の確認に関すること

機関名	処理すべき業務等の大綱
	3 復旧対策 (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事 (3) 風評被害対策に関する事
関東森林管理局 (日光森林管理署)	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する事 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事 3 国有林産物等の安全性の確認に関する事
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関する事 2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関する事
関東運輸局 (栃木運輸支局)	1 運輸事業の災害予防に関する事 2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送(迂回輸送を含む)等に関する指導、調整に関する事 3 運輸事業の復旧、復興に関する事
東京管区气象台 (宇都宮地方气象台)	1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること 2 気象、地象(地震にあっては、地震動に限る)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努めること 3 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報に努めること 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関する事 7 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
関東総合通信局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関する事 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等情報提供に関する事
栃木労働局 (栃木労働基準監督署) (栃木公共職業安定所)	1 産業安全(鉱山関係を除く)に関する事 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関する事 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関する事
関東地方整備局 (宇都宮国道事務所) (利根川上流河川事務所) (渡良瀬川河川事務所)	直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関する事 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育、訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等

機関名	処理すべき業務等の大綱
	(3) 建設機械と技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 (6) 災害時のための応急資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (8) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
東京航空局 (東京空港整備事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 遭難航空機の捜索、救難に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
国土地理院 関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3 地殻変動の監視

4 自衛隊

機関名	処理すべき業務等の大綱
陸上自衛隊 東部方面特科連隊第2大隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること

5 指定公共機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
日本郵便(株) (栃木郵便局)	1 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全 2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること 3 災害特別事務取り扱い (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛て救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社 (栃木県支部)	1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること 2 災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 4 義援金品の募集、配分に関すること 5 日赤医療施設等の保全に関すること 6 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること

機関名	処理すべき業務等の大綱
日本放送協会 (宇都宮放送局)	1 情報の収集 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2 報道 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本高速道路(株) (関東支社)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと 2 災害により路線が不通となった場合 (1) 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと (2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること 3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処理を行うこと 5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと
NTT東日本(株) (栃木支店)	1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること 3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること
日本通運(株) (宇都宮支店)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること
東京電力パワーグリッド(株) (株)(栃木南支社)	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること
KDDI(株)(小山ネットワークセンター) ソフトバンク(株)	1 通信施設の運用と保全に関すること 2 災害時における通信のそ通の確保に関すること
(株)ドコモCS (栃木支店)	1 移動通信施設の運用と保全に関すること 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関すること

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
東武鉄道(株) 関東自動車(株)	1 鉄道施設等の安全・保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること
栃木県土地改良事業団体連合会 (市内土地改良区及び水利組合)	水門、水路の操作に関すること
栃木ガス(株) (一社)栃木県LPガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関すること 2 災害時におけるガスの供給に関すること

機関名	処理すべき業務等の大綱
(株) 栃木放送 (株) エフエム栃木 (株) とちぎテレビ	1 県民に対する防災知識の普及に関すること 2 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関すること 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
(一社) 栃木県トラック協会 (一社) 栃木県バス協会 (一社) 栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関する こと
(一社) 栃木県医師会 (一社) 栃木県歯科医師会 (一社) 栃木県薬剤師会 (公社) 栃木県看護協会 (公社) 栃木県栄養士会 (公社) 栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関すること
(福) 栃木県社会福祉協議会	被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること
(一社) 栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関する こと

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき業務等の大綱
下野農業協同組合 上都賀農業協同組合 みかも森林組合等	1 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること 4 協同利用施設の災害応急対策、復旧に関すること 5 飼料、肥料等の確保対策に関すること 6 農林水産物等の出荷制限等への協力
栃木商工会議所、大平町商 工会、藤岡町商工会、都賀 町商工会、西方商工会、岩 舟町商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協 力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
(一社) 下都賀郡市医師会 (一社) 上都賀郡市医師会 栃木地域薬剤師会	災害時における医療救護活動に関すること
栃木市社会福祉協議会	1 災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策について の協力に関すること 2 被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 3 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること 4 ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること 5 ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関すること 6 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の受付に関すること
ケーブルテレビ(株) FMくらら857	1 市民に対する防災知識の普及に関すること 2 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周 知 4 難視聴対策に関すること 避難所へのテレビ・ラジオやWi-Fi等通信機器の設置協力、被災地への情報

	<p>提供</p> <p>5 放送通信施設の保守に関すること ケーブルテレビ伝送路、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守</p> <p>6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること</p>
病院等経営者	<p>1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること</p> <p>2 災害時における入院患者等の安全確保に関すること</p> <p>3 災害時における負傷者等の医療と助産に関すること</p> <p>4 被ばく医療への協力に関すること</p> <p>5 被災した病院等の入院患者の受け入れに関すること</p>
社会福祉施設経営者	<p>1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること</p> <p>2 災害時における入所者の安全確保に関すること</p> <p>3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関すること</p> <p>4 福祉避難所としての施設の提供に関すること</p>
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関すること
一般運輸業者	災害時における緊急輸送の協力に関すること
一般建設業者	災害時における応急復旧の協力に関すること
自治会、自主防災組織等	<p>1 備蓄の推進、防災訓練の実施又は参加に関すること</p> <p>2 市が行う災害応急対策についての協力に関すること</p>

第3節 本市の社会的条件

本市の社会的条件の変化を明らかにし、社会構造の変化に伴う災害態様の多様化等に対する確な対応の実施に資する。

第1 市勢の概況

栃木市は、南北約33.1km、東西約22.3km、面積331.50km²で、壬生町、小山市、佐野市、鹿沼市等に接し、茨城、栃木、群馬、埼玉の4県の県境が接する稀有な地域である。

平成に合併した旧1市5町の各地域の概要は、次のとおりである。

1 栃木地域

栃木地域は、市のほぼ中央に位置し、行政、金融、商業等の都市機能が集積し、交通の要衝としても大きな役割を担っている。

また、本地域は蔵の街として知られ、江戸時代から地域の中心部を流れる巴波川を利用した交易によって栄えてきた。地域内には、江戸、明治、大正とその時代を語り継ぐ歴史的な建造物が数多く残されている。

2 大平地域

大平地域は、市の南部に当たり、地域の大部分は低平地で、北西部に低い山地が連なる。中心集落の富田は日光例幣使街道の宿場町として栄えた。

また、本地域は大工場を有し、工業都市として発展してきた。近年は、大型商業施設が立地してきているほか、住宅団地の開発も進展している。

3 藤岡地域

藤岡地域は、市の南端に当たり、33km²に及ぶ広大な渡良瀬遊水地が地域の南半分を占め、北半分は標高20m前後の台地となっている。地域内には、佐野藤岡IC、国道50号が位置し、首都圏からの距離が近いという立地特性を有している。中心集落の藤岡は、江戸時代には渡良瀬川の河港、市場町として栄えた。

4 都賀地域

都賀地域は、市の北部に当たり、西部は足尾山地東端の丘陵が連なり、東部は思川西岸の低地で水田が広がっており、都市近郊型農業が営まれている。特にいちごは、県内有数の生産を誇る。また、近年は、北関東自動車道の全面開通や都賀ICの開設により、広域交通の利便性が高まっている地域である。

5 西方地域

西方地域は、市の北端に当たり、東部は前日光から流れる清流の思川や圃場整備された田園地帯であり、西部は谷倉山、大倉山と城山に囲まれた山間盆地である。中心の金崎は近世、日光例幣使街道の宿場町として栄えた。また、昔から西方五千石と呼ばれる優良米の生産地として知られる。

6 岩舟地域

岩舟地域は、市の西部に当たり、北部は山々が連なり、中部から南部にかけての低地には水田やぶどう・いちご・なしなどの施設園芸が営まれている。また、地域西部には万葉集に歌われた三轟山があり、近年では観光・交流拠点として市内外からの多くの観光客で賑わっている。

第2 人口の状況

1 人口の推移

少子化の進展に伴い、近年の人口は平成2（1990）年の17万4,717人をピークに減少傾向を示して

おり、令和2（2020）年10月1日現在の本市の総人口（災害救助法適用基準となる最近の国勢調査の結果による人口）は、15万5,549人となっている。今後も本市人口の減少傾向は続くものと予測される。（資料：国勢調査、都道府県別将来推計人口[国立社会保障・人口問題研究所]）

2 一世帯当たりの平均人員

本市の一世帯当たりの平均人員は、令和2（2020）年10月1日現在2.55人となっており、核家族化の進行等により、高齢者（要配慮者）のみの世帯も増加していくことが考えられる。

○総人口・世帯数

区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口（千人）	175	174	172	169	164	159	156
世帯数（千世帯）	49	51	53	55	56	58	61
一世帯当たり人数（人）	3.58	3.40	3.23	3.07	2.90	2.75	2.55

（資料：国勢調査）

3 年齢階層別の状況

少子高齢化の傾向が顕著になり、高齢者（要配慮者）の割合が増加していくことが考えられる。

○年齢階層別人口

（単位：千人）

区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
0～14歳（年少人口）	34	29	25	22	21	19	17
15～64歳（生産年齢人口）	118	118	114	110	103	94	88
65歳以上	23	28	33	37	40	46	49

（資料：国勢調査）

第3 土地利用の状況

本市の令和2（2020）年の土地利用をみると、田、畑、山林の占める割合が多く、総面積の半分近くを占めている。

○土地利用の現況（令和2年）

（単位：ha；％）

田	畑	宅地	山林	原野	牧場	池・沼	雑種地	その他	合計
8,042	2,222	4,283	5,684	104	1	240	2,670	9,903	33,150
(24)	(7)	(13)	(17)	(0)	(0)	(1)	(8)	(30)	(100)

（資料：令和2年版統計データ）

第4 経済・産業の状況

本市の産業構造は、令和4年度における市内総生産に占める産業別総生産の割合は、第1次産業が1.1％、第2次産業が56.8％、第3次産業が41.3％となっている。産業のソフト化・サービス化が進む中、本市の第2次産業の総生産額に占める割合は大きく、産業別就業者数割合（令和2年）もやや高い傾向にある。

○産業別総生産額（令和4年度）

（単位：億円、％）

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	域内総生産
栃木市	95(1.1)	4,911(56.8)	3,570(41.3)	8,647(100.0)

（注）産業別総生産額に控除すべき額を含むため、その合計と県内総生産額は一致せず、構成比の合計も100％にはならない。
（資料：令和4（2022）年度とちぎの市町村民経済計算）

○産業別就業者（令和2年）

（単位：人、％）

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業
栃木市	4,120(5.4)	25,264(33.2)	45,456(59.6)

（注）構成比は就業者数（分類不能の産業を含む）に対するものであるため、合計は100％にはならない。

（資料：国勢調査）

第5 交通網の状況

本市の交通網は、市域を南北に東北自動車道が通り、佐野藤岡 I C、栃木 I C、都賀西方スマート I C が立地し、東西には北関東自動車道が通り、都賀 I C が立地する。

また、市の南部には、群馬、栃木、茨城を結ぶ国道50号が東西に通り、北部には国道293号が通るなど、県内外とのアクセス性に優れた道路交通網を形成している。

地域間を結ぶ主な道路は、主要地方道栃木・藤岡線（栃木環状線）、主要地方道宇都宮・亀和田・栃木線（例幣使街道）があり、近隣自治体等との広域的なアクセス性の向上として、都市計画道路小山・栃木・都賀線の早期開通が望まれている。

公共交通は、東武日光線、東武宇都宮線、J R 両毛線の3路線、13駅があり、市内や近隣自治体への通勤・通学の足として、また、東京・埼玉方面への交通手段となっている。

第4節 市民の防災意識

災害に対する市民の意識を明らかにし、市民の置かれている状況に十分に配慮した防災対策を推進する。

市では、総合計画等の策定や今後の市政運営等の基礎資料とするため、将来の市のあり方やこれまで進めてきた施策等への満足度など、まちづくりに関する市民の意向を調査しており、直近では次の調査を実施している。

○栃木市総合計画に関する住民アンケート調査（（仮称）第2次栃木市総合計画等の策定）

- ・対象地区：栃木市内全域
- ・対象者：調査地区に居住する満16歳以上の者
- ・抽出数：総数 8,000人（無作為抽出）
- ・回収数：2,571人（回収率 32.1%）
- ・実施時期：令和3年8月～9月

この調査の中では、防災・危機管理対策についての現状の満足さや今後の重要性について調査しており、次のような状況となっている。

1 満足度・重要度の回答状況

この調査によると、防災・危機管理対策について、現状の取組にやや不満又は不満とする市民が6割近くを占める一方、今後、重要又はやや重要とする市民は9割を超え、現状の満足度と今後の期待に大きな隔たりがある。

また、前回調査（平成28年度）と比較すると、やや不満又は不満とする市民が2割以上増加する一方、今後、重要又はやや重要とする市民は1割以上増加している。

防災・危機管理対策の満足度・重要度の回答状況

満足度	今回	前回	今回-前回	重要度	今回	前回	今回-前回
満足	5.4%	6.5%	-1.1%	重要	64.4%	54.7%	9.7%
やや満足	32.8%	46.4%	-13.6%	やや重要	26.1%	25.3%	0.8%
やや不満	43.0%	28.7%	14.3%	あまり重要でない	1.6%	2.2%	-0.6%
不満	14.2%	7.6%	6.6%	重要でない	0.5%	0.3%	0.2%
無効・無回答	4.6%	10.8%	-6.2%	無効・無回答	7.4%	17.5%	-10.1%

※「今回」は令和3年8月～9月の調査、「前回」は平成28年12月の調査である。

2 満足度・重要度の評価

市の37施策中の満足度、重要度の評価点（加重平均値）をみると、防災・危機管理対策の満足度は35位、重要度は2位、満足度と重要度の差は1位であり、重要施策と評価されているにも関わらず、不満な状況となっている。

なお、前回調査（平成28年度）では、31施策中、防災対策の満足度は15位、重要度は3位で、満足度が大きく低下している。令和元年東日本台風の経験等が影響し、防災・危機管理に対する問題意識と今後の期待が高まっているものと考えられる。

各種施策の満足度・重要度の評価点（満足度と重要度の差が大きい上位10施策）

取組	満足度	重要度	満足度-重要度	取組	満足度	重要度	満足度-重要度
防災・危機管理	-0.29	1.64	-1.93	道路整備	-0.17	1.19	-1.36
医療体制	-0.11	1.65	-1.76	土地利用	-0.30	0.99	-1.29
雇用創出	-0.37	1.21	-1.58	環境保全	0.05	1.33	-1.28
行財政改革	-0.29	1.19	-1.48	社会的弱者支援	0.05	1.32	-1.27
防犯対策	-0.01	1.46	-1.47	商業振興	-0.14	1.11	-1.25

第5節 計画の理念・防災ビジョン

東日本大震災、令和元年東日本台風等の災害対応を通して得た教訓を踏まえ、今後想定される様々な災害に備えて市民の命を守ることを最優先とし、「自助」「共助」「公助」による取組を深めるとともに、ソフトとハードによる対策を効果的に組み合わせた『減災』対策を進め、安全で安心して暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第1 計画の理念

これまで発生した様々な災害の教訓等を踏まえ、本市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、次の理念により総合的かつ計画的に推進する。

1 市民の命を守る

地震や台風、竜巻等風害など、本市で今後想定される様々な災害に備え、市民の命を守ることを最優先とした防災・減災対策を行う。

2 自助、共助と公助による支え合い

災害に迅速かつ的確に対応していくためには、行政による「公助」はもちろんのこと、市民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」と、地域の住民がお互いに助け合う「共助」が、相補って協力していくことが重要である。

このため、各主体が互いに連携し、被災者・避難者の支援や被災地の復旧・復興に向けた取組を行っていく。

3 災害に強いまちづくりの推進

消防団や自主防災組織の活性化、食料や物資等の備蓄、正しい防災・減災知識の普及や防災教育の充実、地域の危険情報の周知徹底、災害関係ボランティア団体との連携など「減災」に向けたソフト対策の充実を図る。また、今後発生する災害に備え、建物の耐震化や、道路・河川・橋りょう等の社会基盤の整備などのハード対策も進め、市民・行政・企業等が一体となって災害に強いまちづくりを推進する。

第2 災害対策の課題

近年、全国的に集中豪雨とそれに伴う浸水や土砂災害の被害が各地で頻繁に発生し、また、震度6弱を超える地震の発生確率が低いといわれていた地域においても発生するなど、大規模災害に備えた防災対策の必要性が高まってきている。

本市においても、過去の災害の教訓を踏まえ、ハード・ソフト両面において防災対策の強化に努めてきたが、令和元年東日本台風では市内の広い範囲で甚大な被害が発生し、様々な課題が明らかとなった。特に、次の点に関しては多くの課題が発生したが、被害の発生を最小限に食い止めるためにも非常に重要な事項であり、早急に現状に即した実効性のある体制を構築する必要がある。

<令和元年東日本台風における市災害対策本部の主な課題>

1 災害対策本部等の体制

- 職員の事務分掌の理解
- 組織横断的な対応
- 各部での動員調整から全庁的な動員調整への移行

2 情報の収集・発信体制

- 対策に必要な情報項目、重要度の検討
- 市内外への情報発信、庁内の情報共有

3 避難指示等の発令体制の充実

- 防災情報システムの活用
- 避難情報メールの内容の工夫、平時からの市民の理解
- 4 避難所の開設・運営体制の充実
 - 災害協定による福祉避難所の運用体制
 - 福祉避難所運営マニュアルの整備
- 5 災害ごみ・消毒体制
 - 被害情報の早期把握、自治会との連携、効率的な戸別訪問
- 6 支援物資・災害ボランティア対応
 - 災害ボランティアの早期確保
 - 連携が円滑な物資集積場所の確保
- 7 各種支援等
 - 被災者支援策の早期決定・情報共有、外国人対応
 - 技術職員の減少に対応した土のう配布
 - 災害復旧職員の確保
- 8 施設対策
 - 非常用電源、燃料の確保
- 9 関係機関との連携強化
 - 県派遣要員との円滑な連携

これらの課題への早急な対策とともに、各種進められている防災対策を実効性のあるものとするためには、行政の防災力の向上や、市民自らが自助、共助の意識を高め、自主的に防災活動に取り組むことが必要不可欠である。そのため、災害発生時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、各種マニュアル・ハザードマップ等の整備、見直しにより、事前に災害時の行動を十分理解しておくとともに、防災訓練等を通して市民、行政等が一体となった地域防災体制を構築することが重要である。

第3 防災ビジョン

本計画では、自助・共助・公助を基本とした以下の3点を防災ビジョンとして定め、市、防災関係機関、市民等が一体となって、ソフト・ハードの両面から災害に強いまちづくりを推進する。

- 1 災害に強い人と地域づくり
 - (1) 市民、事業所等への防災・減災意識の向上、防災対策の知識普及
 - (2) 市民、行政、防災関係機関の連携による地域ぐるみの自主防災体制づくり
- 2 災害に強い都市づくり
 - (1) 被害を発生させない、拡大させない都市空間の整備・強化
 - (2) 建築物の耐震対策、防災拠点施設の整備・強化
- 3 災害に強い体制づくり
 - (1) 関係職員の初動体制の確立、情報収集伝達体制の充実強化
 - (2) 自立的な即応体制の構築

